

エックス線装置にかかわる届出について

R1.9.4

必要書類等

(1) エックス線装置を新たに備え付けた場合（新規開設時、台数増加時、施設改装時等）

開設者	病床	拡張 縮小 エックス線診療室	申請書類					
			エックス線装置			開設許可事項	開設届出事項	使用許可事項
			備付届	変更届	廃止届	一部変更許可	一部変更届	一部変更使用許可
個人	なし	なし	○					
		あり	○					
	あり	なし	○					
		あり	○				○	○
法人	なし	なし	○					
		あり	○			○		
	あり	なし	○					
		あり	○			○		○

(2) エックス線装置を取り替えた場合（装置更新時、施設改装時等）

開設者	病床	拡張 縮小 エックス線診療室	申請書類					
			エックス線装置			開設許可事項	開設届出事項	使用許可事項
			備付届	変更届	廃止届	一部変更許可	一部変更届	一部変更使用許可
個人	なし	なし	○	○				
		あり	○	○			○	
	あり	なし	○	○				
		あり	○	○			○	○
法人	なし	なし	○	○				
		あり	○	○		○		
	あり	なし	○	○				
		あり	○	○		○		○

(3) エックス線装置を使用しなくなった場合（エックス線装置廃棄時、施設廃止時等）

開設者	病床	拡張 縮小 エックス線診療室	申請書類					
			エックス線装置			開設許可事項	開設届出事項	使用許可事項
			備付届	変更届	廃止届	一部変更許可	一部変更届	一部変更使用許可
個人	なし	なし			○		○	
		あり			○		○	
	あり	なし			○		○	
		あり			○		○	○
法人	なし	なし			○	○		
		あり			○	○		
	あり	なし			○	○		
		あり			○	○		○

施設廃止時は、エックス線装置廃止届のみ必要です。

エックス線診療室を、別の用途（処置室等）で使用する場合は、保健所にご相談ください。

(3) エックス線装置は変更せず、エックス線診療室のみ拡張、縮小した場合（施設改装時等）

開設者	病床	拡張 縮小 エックス線診療室	申請書類						
			エックス線装置			開設許可事項	開設届出事項	使用許可事項	
			備付届	変更届	廃止届	一部変更許可	一部変更届	一部変更使用許可	
個人	無	あり		○※					
	有	あり		○※				○	
法人	無	あり		○※		○			
	有	あり		○※		○			○

○※…エックス線診療室平面図・側面図、放射線防護図、漏洩放射線測定結果報告書を添付してください。
エックス線診療室等を拡張、縮小した場合は、保健所職員の立入検査を行います。

申請書類等記載上の注意

申請書類		注意事項
エックス線装置備付届		設置後10日以内に届け出てください。 管理者の印を押印してください。
添付書類	漏洩放射線測定結果報告書	報告書の有効期限は測定から6か月です。
	エックス線診療室放射線防護図	平面図及び側面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入してください。
	エックス線診療室平面図・側面図	診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の隔壁の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とし、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記してください。 管理区域の標識、使用中のランプ等の位置を診療室図中に記入してください。
エックス線装置変更届		変更後10日以内に届け出てください。 管理者の印を押印してください。
エックス線装置廃止届		廃止後10日以内に届け出てください。 管理者の印を押印してください。
開設許可事項一部変更許可申請書		工事に入る前に下記へご相談ください。 工事着工前に申請してください。
開設届出事項一部変更届		変更後10日以内に届け出てください。
使用許可事項一部変更使用許可申請書 (手数料 22,000円)		エックス線診療室の変更後の用途によっては、不要な場合があります。工事に入る前に下記へご相談ください。 設備を使用する前に申請してください。

【問い合わせ先】

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか 2階

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電話：03(3602)1242

FAX：03(3602)1298